

平成23年度 新司法試験 - 知的財産法 第2問

1 第1 設問1について

2 1 AのF及びGに対する請求

3 (1) Aが の著作権者であること

4 は、ゲームソフトであり、コンピュータにて起動させると映像及び音出力されるし、高
5 校生が憧れの生徒から愛の告白を受けるために活動するといったストーリー性も認められる。

6 従って、 は、著作物(2条1項1号)にあたる。

7 は、A(「法人等」)のプロジェクトにおいて(「発意に基づき」)、Aの従業員であるC(「業
8 務に従事する者」)がBと共同で作成したものである。B及びCによる の作成は、Aの施設内
9 でAから与えられた仕事として行われたものであり(「職務上作成した」)、また、 は、A名義
10 で発売されたと考えられる(「自己の著作の名義の下に公表する」)。

11 従って、少なくともBとの関係では15条1項(職務著作)の適用があり、Aは、 の著作
12 権を享有する。なお、本問では、 にかかる著作権がA単独に帰属する場合とA・Bの共有に
13 なる場合が考え得るが(後述2)、著作権の各共有者は、差止請求及び損害賠償請求を単独でな
14 しうるから(117条1項)、いずれの場合も設問1・2の結論に影響しない。

15 (2) AのFに対する請求

16 Fは、 をDVDにダビングしているが(「複製」20条1項)、このFの行為は、 を自宅
17 においてプレイするために行われたものであるから、「個人的に」「使用することを目的とする
18 とき」にあたり、30条1項によって複製権侵害とならないといいうる。

19 もっとも、FがEから借り受けダビングした は、もともと複製防止手段が講じられていた
20 ところ、Dにおいてこの複製防止手段を回避してダビングを行い、これをEが購入したもので
21 ある。そのため、Fが複製防止手段を回避したという事情を知っていた場合には、Fの行為は、
22 30条1項2号により、Aの複製権を侵害する。

23 従って、この場合、Aは、Fに対し、差止め(112条1項)、 をダビングしたDVDの廃

本問では、映画の著作物
とまで認定する必要はない
が、「改変」との関係で、ス
トーリー性には言及するべ
きである。

【参考文献】

百選第3版58事件解説

DとFの間にEが介在し
ているが、条文上、複製権
侵害が自然であり、絶対的
構成を採用する必要なし。

平成23年度 新司法試験 - 知的財産法 第2問

1 棄（同条2項）及び損害賠償を請求（民法709条）することができる。

2 (3) AのGに対する請求

3 Gは、Dのウェブサイトアクセスして をハードディスクにダウンロードしたが「複製」、
4 Fと同じく、Gの行為は、30条1項によって複製権侵害とならないという。

5 もっとも、Dは、Aの許諾なく をウェブサイトに掲載しており、Aの公衆送信権（送信可
6 能化 23条1項）を侵害している。そのため、Gがこれを知りながら上記行為をした場合に
7 は、Gの行為は、30条1項3号により、複製権侵害となる。

8 従って、この場合、Aは、Gに対し、差止め、パソコン内のデータの消去及び損害賠償を請
9 求することができる。

10 2 BのF及びGに対する請求

11 Bによる の作成についても職務著作が成立すれば、 の著作権はA単独に帰属することと
12 なり、Bは、著作権法に基づく請求をすることができない。この点、Bは、フリーのゲームク
13 リエーターであり、Aと雇用契約を締結しているわけではないため、Bが「業務に従事する者」
14 に該当するか問題となる。

15 15条1項は、組織内で作成された著作物につき、著作物の利用・流通の促進という観点か
16 ら、権利を法人等に集中させる必要性があるという趣旨で規定されたものであり、雇用契約の
17 締結が同条項適用の必須要件であるとは考えられない。

18 そこで、法人等の指揮監督下において労務を提供する実態がある場合も雇用関係と同視して
19 「法人等の業務に従事する者」に該当すると考える。

20 本問では、具体的な事情は明らかでないが、Bは、Aからの要請を受け入れ、Aの施設内で
21 開発作業に従事しているものであり、Aから具体的指揮監督を受けていた可能性がある。従って、
22 この場合、「法人等の業務に従事する者」にあたり、その結果、 の著作権はAにのみ帰属する
23 から、Bは、著作権法上、何らの請求もできない。他方、具体的指揮監督関係の存在が否定さ

【参考文献】

・中山「著作権法」P17
6以下。

・高林「標準 著作権法」
P120以下。

・百選第4版33事件

平成23年度 新司法試験 - 知的財産法 第2問

1 れれば、「法人等の業務に従事する者」にあらず、Bは、上記Aと同様の請求ができる。

2 第2 設問2について

3 1 F及びGに対する請求について

4 F及びGの行為は、自宅内での行為であり、43条1号、30条1項によって、翻案権侵害
5 はおよそ成立しないと考えられるので、私的行為につき権利制限規定を欠く、同一性保持権(1
6 9条1項)侵害の成否を検討する。

7 (1)「意に反する改変」にあたるか

8 では、主人公の能力値如何により、他の生徒との出会いの可否や告白を受けることができ
9 るか否かが決まり、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開される。ところが、
10 を使用すると、主人公は、入学直後からパラメータが極めて高い数値となり、入学当初から
11 本来は登場し得ない生徒が登場し、また、スタートからいきなり卒業間近となって、さらには
12 必ず憧れの生徒に告白を受けることもできるようになる。

13 このように、 を使用すれば、のストーリーが、当初予定されていたものを超えて起こり
14 えない展開となり、の表現形式の一つといえる具体的なストーリー展開が変更されてしまう。

15 これは、表現形式上の本質的特徴を維持しつつその外面的な表現形式に変更する行為と評価で
16 き、「改変」に該当する。なお、ストーリー展開が当初の枠組みを超える以上、「意に反する」
17 の要件にも該当すると考える。

18 従って、F及びGの行為は、「意に反する改変」にあたる。

19 (2) 私的改変の適法性

20 もっとも、上記のとおりF及びGによる改変は、自宅内のもので、私的改変に留まる。

21 このような場合につき、適法とする明文を欠くことを根拠として、同一性保持権侵害を肯定
22 する見解もあるが、私的改変は権利者に与える影響は少なく、また、私的領域内への権利行使
23 はなるべく制限されるべきであり、43条1号の趣旨は私的改変にもあてはまるから、同一保

【参考文献】

- ・田村「著作権法概説 第2版」P438以下。
- ・高林P221以下。
- ・百選第4版82事件

平成23年度 新司法試験 - 知的財産法 第2問

1 持権侵害を肯定することには問題がある。

2 そこで、私的改変については、著作者の人格的利益に与える影響は軽微であることに着目し、
3 実質的・可罰的違法性を欠くとして、同一性保持権侵害とならないと考える。

4 以上から、Aは、F及びGに対し、損害賠償請求等を行うことができない。

5 2 AのHに対する請求

6 (1) 差止請求の可否

7 Aは、Hに対し、の販売行為の差止請求等を行うことができるか。改変なしの翻案を行っ
8 ているのはF及びGであるが、改変行為等に必要なを提供しているのは、Hである。

9 そこで、いわゆるカラオケ法理を適用するなどして、Hを同一性保持権等の侵害主体と評価
10 することができないか問題となるが、否定すべきである。なぜなら、改変等はF及びGの自由
11 意思で行われているから、Hによる管理支配は希薄であり、その他行為の社会的・経済的側面
12 を考慮しても、Hの侵害主体性を導くだけの事情がないと考えられるからである。

13 従って、Hは、「意に反する改変」の教唆・幫助者にすぎない。この点、教唆・幫助者に対す
14 る差止請求を認める見解もあるが、著作権法では、特許法と異なり間接侵害規定がなく、かか
15 る見解は、解釈論の域を逸脱しており採用できない。結論の妥当性については、立法的解決に
16 委ねざるを得ないとする。

17 以上から、AのHに対する差止請求は認められない。

18 (2) 損害賠償請求の可否

19 Aは、教唆・幫助者であるHに共同不法行為が成立するとして、損害賠償請求を行うことが
20 できる（民法719条2項）。なお、私的改変・翻案は、実質的・可罰的違法性を欠くだけであ
21 って、全くの適法ではないから、かかる私的改変等に対し業として教唆・幫助を行う者に対す
22 る損害賠償請求を認めることにつき理論的な問題はないと考える。

23 以上

私的改変に関する学説

【参考文献】

「意に反する」で処理する説 - 高林P222, 1
9条2項4号で処理する説
- 田村P451, 実質的
違法性の欠如で処理する説
- 作花「詳解 著作権法
第4版」P246以下,
コピーの改変は、公衆に提
示されたはじめて違法とな
るとの説 - 百選第3版58
事件解説

カラオケ法理の解説

【参考文献】

・中山P477以下。
・高林P265以下・
・「新・裁判実務大系 22
著作権関係訴訟法」P34
6以下, P496以下。